

じんけん通信

令和6年(2024年)11月(第199号)

滋賀県では、今年度から新たに「子ども若者部」を創設し、子ども政策を重要施策の柱に位置付け、各種施策に取り組んでいます。また、新たな「滋賀県子ども基本条例」の制定に向けた取組を進めているところです。

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を将来にわたって実現していくためには、子ども・若者の人権意識の向上が大切です。人権施策推進課においても、子ども・若者に向けて様々な人権啓発を行っています。今回は、その内容についてご紹介します。

特集 子ども・若者に向けた人権啓発

■どんな人権啓発をしているの？

子ども・若者向けの人権啓発として、以下の事業に取り組んでいます。

1. 大学生からのキャッチコピー募集
2. じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発
3. じんけんわくわく冬まつり



1. 大学生からのキャッチコピー募集

この事業は、今年度から新たに始めた取組です。

今年6月～7月に、県内の大学生のみなさんから人権に関するキャッチコピーを募集しました。

昨今、インターネット上での誹謗中傷等が深刻な社会問題となっていることから、「インターネットの上の人権侵害の防止」をテーマに募集したところ、28名から43件のキャッチコピーが寄せられました。

審査の結果、次の作品が優秀作品に選ばれました！



一瞬の投稿、変わる人生。 そのとき、後悔、しませんか？

立命館大学 石塚 千夏 (いしづか ちなつ) さん

インターネット、SNS 上への投稿のリスクがわかりやすく表現されていて、強く心に残る作品です。

この作品は、卓上ポップに掲載して、県内の大学に設置する予定です。

多くの方に作品を見ていただき、インターネット上でも相手の人権を尊重することの大切さを考えるきっかけになれば幸いです。

大学の食堂や
フリースペースに
置いてあるかも？
探してみてね！



卓上ポップ

2. じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発

人権について考え、行動することの大切さを伝えるため、多くの方が集まる場所に出向いてイベントを開催しています。

先日、県立文化産業交流会館で開催された「すまいるあくしょんフェスタ 2024」において人権ふれあい啓発を実施しましたので、その内容を紹介します。

※「すまいる・あくしょんフェスタ」とは

子どもたちが楽しみながら成長できるイベントです。ものづくり体験ブースやお仕事体験ブース、わくわく&チャレンジブース、ぱくぱくブースなど 60 種類以上のプログラムで開催され、今年は約 300 組の家族（約 1000 人）が参加されました。



☆シンガーソングライター yokko さんとジンケンダーの手話歌ステージ

シンガーソングライター yokko さんと滋賀県人権啓発キャラクターのジンケンダーがステージイベントに出演しました！

yokko さんには、「ぼよよん行進曲」や「どんな色が好き？」など、子どもたちが好きな歌に手話を交えながら歌っていただきました。

色を表す手話や「ありがとう」の手話などを楽しく学ぶことができました。

ジンケンダーも、一緒に手話を頑張りました！



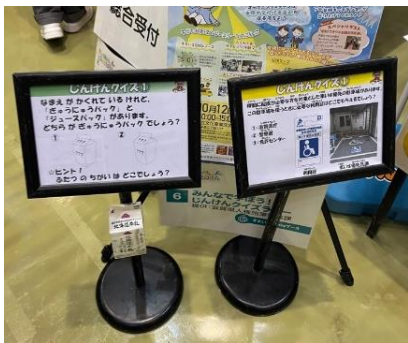
☆人権クイズラリー

人権啓発ブースでは、人権に関するクイズを出題しました。クイズは2種類（やさしいもの、少し難しいもの）があるので、親子やきょうだいでチャレンジしていただきました。クイズの内容は、ユニバーサルデザインやLGBT等に関するものなど様々で、「知らなかった!」と驚かれる大人の方もおられました。

クイズラリーに参加してくださった方には、「バリエントール」という特別なメガネをかけて、色弱の方の見え方を体験していただきました。



また、クイズラリーを終えた子どもたちには、ジンケンダーの缶バッジがもらえるガチャガチャを回していただき、とても好評でした!



☆ジンケンダーとのふれあい

ブースのフロアにジンケンダーが登場し、子どもたちとふれあいました。

「ジンケンダー!」と声をかけてくれた子や、一緒に写真を撮ってくれた子もいました。

ジンケンダーのことを、もっとたくさん子どもたちに知ってもらい、人権を身近に感じてもらいたいと思っています。



3. じんけんわくわく冬まつり

パラスポーツ体験や外国の文化に触れることを通して、楽しみながら人権について学べるイベントです。

今年は、12月8日(日) 10:00 から 14:00 まで、米原学びあいステーション(米原市下多良三丁目3番地)で開催します!

パラスポーツ体験では、ボッチャと車いすダーツができます。また、飲食ブースには、様々な国の料理を販売するキッチンカーや屋台が登場します!

そのほかにも、民族衣装体験や世界一周旅行ゲーム、1日人権相談などがあります。

スタンプラリーを達成すると、ジンケンダーのシールや消しゴム、鉛筆がもらえますよ。



なお、隣の県立文化産業交流会館で実施される「人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい」と併設して開催します。

入場は無料です。ぜひご参加ください！

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/331979.html>

着ぐるみが
大集合するよ！
お楽しみに♪



じんけんわくわく冬まつり チラシ

■おわりに

県では、キャッチコピー募集やイベント等を通して、人権について考えるきっかけを子ども・若者に提供しています。

小さな子どもたちにとって「人権」は、少し難しい言葉に思えるかもしれませんが、様々な体験・経験をすることで、自然と相手の気持ちを考え、尊重することの大切さを知っていただけたらと思います。

ジンケンダーのちょっと一言



人権について考える
きっかけになれば嬉しいのだー！

ジンケンダーラジオ 放送中♪

県では、日々の暮らしの中で人権について考え、行動につながるきっかけとなるよう、エフエム滋賀（e-radio FM77.0）で人権啓発ラジオ番組を放送しています。
※「style!」の番組内

今月の放送予定

毎週火曜日 10時15分～（5分間）

11月5日・・・「児童虐待」

11月12日・・・「女性に対する暴力」

11月19日・・・「セクシュアルハラスメント」

11月26日・・・「犯罪被害者支援」

番組には、エフエム滋賀のパーソナリティー 林智美さんと、滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」が出演しています。ちょっと難しい人権課題を、毎週わかりやすく解説しています。

放送から1週間以内であれば、「radiko」（アプリ）で聴くこともできます。
ぜひお聴きください！



人権について一緒に
考えよう！

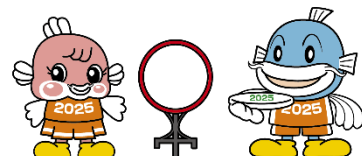


～障害者スポーツのご紹介⑥～

じんけん通信では、令和7年（2025年）の「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に合わせて、「障スポ」で実施される障害者スポーツを、毎月紹介しています。

今回は、正式競技の1つ、「フライングディスク」の概要について、ご紹介します。

◆フライングディスク



身体障害のある選手と知的障害のある選手が出場する競技です。
樹脂製の円盤を投げ競う競技で、円形ゴールを狙う「アキュラシー」と飛んだ距離を競う「ディスタンス」があります。

| 障害区分 | 準備運営 | 競技会場 | 競技日程 |
|-----------|---------|-------------|---------------------------|
| 身体障害・知的障害 | 滋賀県・甲賀市 | 甲賀市水口スポーツの森 | 令和7年（2025年） 10月25日～27日 |



詳細は、大会公式ホームページをご覧ください♪

<https://shiga-sports2025.jp/shospo>

応援しに行きたいのー！



人権カレンダー 11月

- **秋のこどもまんなか月間**

こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、社会全体でこどもや子育て中の方々を支える機運を醸成する必要があります。こども家庭庁では、令和5年度（2023年度）から11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、「こどもまんなか応援サポーター」の取組をはじめ、企業・個人・地方自治体、政府などの取組をさらに広げていきます。

この取組の一つとして、**オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン**を実施します。



児童虐待防止キャラバン隊出発式

- **滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間**

期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ることとします。

- **過労死等防止啓発月間**

月間中は、過労死等を防止することの重要性について国民への周知・啓発を目的に、各都道府県で「シンポジウム」を行うほか、無料の電話相談を行います。

New

- **感染症を考える月間**

新型コロナウイルス感染症の教訓を風化させることのないよう、また季節性インフルエンザ等の冬の感染症予防にもつながるよう、県では令和6年より11月を「感染症を考える月間」と決めました。

月間中は、感染症に対する意識と知識を深め、改めて感染症について考えるきっかけを提供する取組を重点的に行い、平時からのリスクコミュニケーション体制整備につなげていきます。

- **1日 滋賀教育の日**

県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成18年（2006年）に制定されました。県民をはじめとして、地域、企業、学校など、教育に関係する機関・団体それぞれが主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図ります。

- **4日～17日 福祉人材確保重点実施期間**

広く福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図る観点から、介護の日（11月11日）を中心として11月4日から17日までを「福祉人材確保重点実施期間」と定めています。期間中は、全国各地で関係団体などによる、さまざまな行事が開催され、広く周知を図ります。

- **10日～23日 家族の週間/17日 家族の日**

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要があります。平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後1週間を「家族の週間」と定め、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発を実施します。

- **11日 介護の日**

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するため定められました。この日には、全国各地で関係団体などによるさまざまな行事が開催されます。

- **12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動**

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、期間中に地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化します。

- **13日～19日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間**

全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン（0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]）」を設置して、女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談に応じています。週間中は、平日の電話相談受付時間を延長し、土・日曜日にも電話相談に応じます。

- **20日 世界の子どもの日**

昭和29年（1954年）、国連総会は全ての加盟国に対し「世界の子どもの日」を制定して、子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日に当てるよう勧告しました。一般的には「子どもの権利宣言」「子どもの権利条約」が採択された11月20日に制定されていますが、日本は5月5日のこどもの日を日本版「子どもの日」としています。

- **25日～12月1日 犯罪被害者週間**

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、社会の無理解・無関心などから配慮に欠けた対応をされるなど、二次的な被害にも苦しめられています。このような犯罪被害者等の置かれた状況について国民が理解を深め、犯罪等による被害について考える機会として定められました。期間中、全国各地で広報啓発行事を行い、犯罪被害者等への理解・配慮・協力を呼びかけます。

そして現在、特殊詐欺被害が多発しています。お金やキャッシュカードを要求する話の電話は、詐欺電話です！「他人にキャッシュカードを渡さない。暗証番号を教えない。」を徹底していただきますようお願いします。